

高松市中小企業等表彰制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、従業員の働き方改革に積極的に取り組み、また、産業の振興や本市施策への貢献度が高い中小企業等を表彰することにより、高松市中小企業基本条例（平成24年12月26日条例第92号）に定める中小企業者等の努力を促進するとともに、優良企業等の存在とその取組を若者や就業者等に広く周知することにより、人材の流出を抑制し中小企業等における人材確保等を後押しすることを目的とする。

(制度の愛称、表彰部門・表彰の種類及び担当課)

第2条 本制度の愛称を「たかまつビジネスアワード」とする。

2 本制度に表彰部門を設けることとし、部門名及び各部門に属する表彰の種類並びに担当課は別表1のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、追加することができる。

(表彰の対象)

第3条 表彰は、次のいずれかに該当するもので、各表彰の担当課から依頼されたものについて行う。表彰企業等は、各表彰につき原則として1者とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、市内に本店又は主たる事業所を有するもの。

(2) 市内における大企業の支店・営業所で、当該事業所において常時雇用する従業員（期間を定めて雇用される者及び季節的業務に雇用される者を除く。）の数が300人以下であるもの。

(3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立されたNPO法人で、市内に主たる事務所を有し、常時雇用する従業員（期間を定めて雇用される者及び季節的業務に雇用される者を除く。）の数が300人以下であるもの。

(4) (1) から (3) 以外の市内における事業所又は事務所で、当該事業所又は事務所において常時雇用する従業員（期間を定めて雇用される者及び季節的業務に雇用される者を除く。）の数が300人以下であるもの。

2 各表彰の担当課は、所管する要綱・要領等に基づき選定した企業等について、たかまつビジネスアワード表彰企業等表彰依頼書（別記様式）により、産業振興課長に対し、産業振興課長が指定する日までに表彰を依頼するものとする。

(表彰の方法及び時期等)

第4条 表彰は、産業振興課が所管し、市長が表彰状を贈り、これを行う。

2 表彰は、原則として当該年度の2月に行う。ただし、市長が必要があると認めるときは、随時これを行うことができる。

3 同一企業等につき、同種の表彰は1回までとする。

(表彰を受けた企業等の公表)

第5条 産業振興課は、表彰を受けた企業等の名称及びその取組内容を、当該企業等が公表を希望しない場合を除き、高松市広報紙等に掲載し、公表するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別表 1

表彰部門	表彰の種類	担当課
働き方改革部門	女性活躍企業表彰	人権・男女共同参画推進課
	健幸経営企業表彰	健康づくり推進課
産業振興部門	地域経済貢献企業表彰	産業振興課
施策貢献部門	地域グッドサポート企業表彰	協働コミュニティ推進課
	ほっとかんまちづくり企業表彰	地域共生社会推進課

(宛先) 産業振興課長

課長

たかまつビジネスアワード表彰企業等表彰依頼書

高松市中小企業等表彰制度実施要領に基づく表彰企業等として、同要領第3条第2項の規定により次のとおり表彰を依頼します。

表彰部門			表彰の種類		
企業等の名称等	企業等の名称		代表者		
	所在地 連絡先	〒 -			
	業種		TEL - -	FAX - -	E-mail
表彰理由 (取組内容の概要)					
企業等の名称・ 取組内容の広報	承諾する ・ 承諾しない				
企業等の担当者 (所属・職・氏名)	TEL - - E-mail				

※ 添付書類

取組内容が分かる書類、その他参考となる資料(企業概要のパンフレット、企業内広報紙など)